

新潟市職員の退職管理（働きかけ規制）および 民間企業等への再就職について

新潟市では、地方公務員法の改正に伴い平成28年4月から「新潟市職員の退職管理に関する条例」および同条例の施行規則、要綱を定め、当市を退職した職員の「働きかけ」を規制しています。

1 新潟市職員の退職管理に関する要綱による、再就職に関する自粛規制

当市では、条例および規則で規制する「働きかけ」が行われる機会をできる限り排除するため、退職後2年間、次に該当する民間企業等への再就職を自粛することとしています。

- ・退職した職員が、その離職前5年間に在籍していた所属と密接な関係にあるもの
- ・当市の競争入札参加資格を有するもの

2 地方公務員法による「働きかけ」規制（禁止事項）

- (1) 退職時の役職を問わず、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、退職後2年間、離職前5年間の契約等事務に関する「要求」や「依頼」を行うこと。
- (2) 退職時の役職を問わず、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、在職中に自らが決定した契約・処分に関する「要求」や「依頼」を行うこと。 ※無期限
- (3) 部長職時代の職務（契約事務等）に関して、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、「要求」や「依頼」を行うこと。

3 新潟市職員の退職管理に関する条例および規則による「働きかけ」規制（禁止事項）

当市では、地方公務員法に定める上記の規制を条例（第2条）により強化し、「課長・部長職時代の職務（契約事務等）」に関して、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、「要求」や「依頼」を行うことについても禁止しています。